

新型コロナウイルス感染症に係る「登校判断」について

コロナに感染した場合、隔離期間解除の連絡は保健所より行われます。しかし、濃厚接触者や接触者の判断など、細かい判断については、業務ひっ迫の現状から対応が遅く、「登校の時期」について判断に困るケースが生じることが予想されます。そこで、下記のように判断のめやすを設けましたので、ご理解いただき各家庭において対応をお願い致します。

登校の判断のめやす

1 児童が感染者の場合

発症後10日間（解熱して3日間）経過すれば隔離解除 ⇒ **最短：11日目より登校可能**

★コロナ感染者は、**発症後10日間（以上）かつ解熱後3日間**でウイルス排出（感染力）がほぼなくなる

2 児童が濃厚接触者の場合

* 陽性者と隔離されている場合

陽性者との最終接触日から14日間は出席停止 ⇒ **最短：15日目より登校可能**

★濃厚接触者の場合、感染の可能性が高く、潜伏期7～10日間のため、**14日間を健康観察期間**とする

- * 健康観察期間中に発症した場合は、さらに「1」の隔離期間を経た後、隔離解除（登校可能）となります。
- * 陽性者が家族で、隔離できない状況の場合は、陽性者の隔離解除から14日間の健康観察期間となるため、長期の隔離期間が必要になる場合があります。

3 児童が濃厚接触者（家族）の接触者の場合

家族の「陰性」が確定するまでは「出席停止」 ⇒ **「陰性」確定の翌日より登校可能**

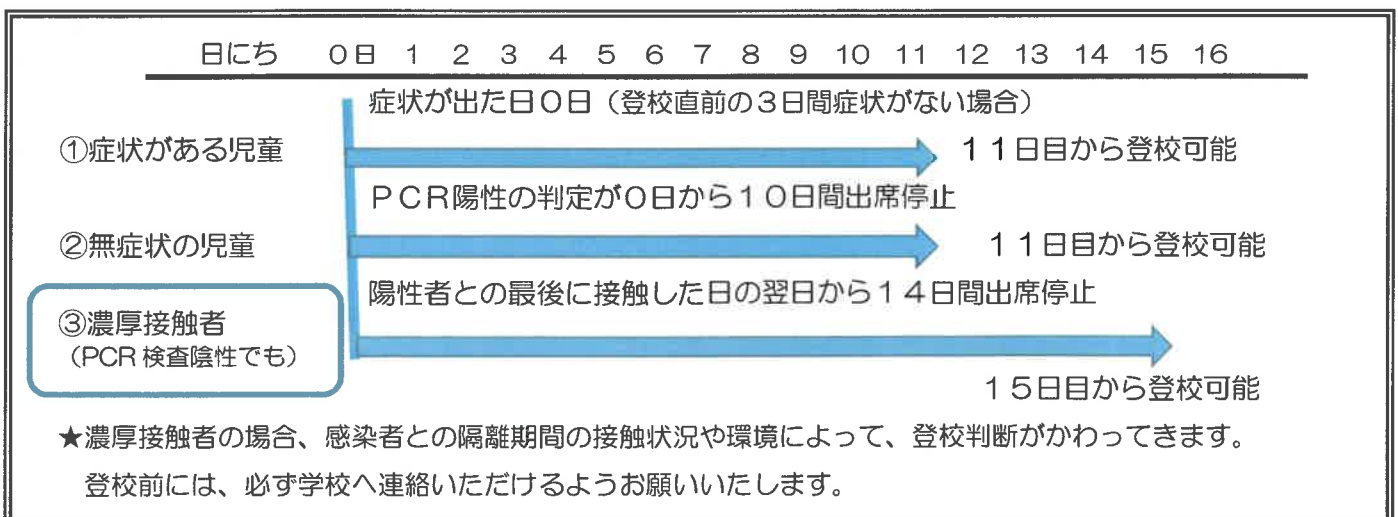
★濃厚接触者の接触者の場合、**最低7日間の健康観察**をしっかりとこなう、体調の変化がないか確認する

* 健康観察の期間中は、しっかり体調管理を行い、かぜ症状がみられた場合は登校を控える。

留意点

- * 家族内に1人でも感染者がいる場合は、その方が隔離解除になるまでは感染の機会（ウイルス排出）があると考えて、さらに潜伏期の日数分（10日程度）の健康観察をしないと、登校後に発症というケースがあります。そのことから**最短でも15日目からの登校**となります。
- * 本人が陽性となり、隔離期間を経て隔離解除となった場合でも、他の家族の陽性者が隔離期間を満たしていない場合は、隔離期間満期まで登校できません。つまり、**家族全員が隔離解除となった翌日から登校可能**となります。

◎新型コロナウイルス感染症陽性児童の投稿判断フロー図



* 県内の感染状況により、登校のめやすについて変更などがありましたら、その都度お知らせいたしますので、学校からのお便りは必ず目をとおされてください。